

2009年(平成21年) 11月20日

京都府知事

山田 啓 二 殿

(ご担当 京都府府民生活部消費生活安全センター)

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

地方消費者行政活性化のための新規事業の提案

地方消費者行政の活性化のための啓発事業以外の事業活動について、当法人で検討のうえ、次の活動を提案します。

1. 不当表示の調査活動事業

携帯電話、結婚式場、薬事法に絡む効能、開運商法などの商品、サービス、契約条件などの表示・広告に関して、不当なものが多く存在し、これが消費者被害の大きな原因の一つとなっている。これらの不当な表示・広告に対応する、予防や防止のための法制度としては、①消費者契約法4条違反に基づく適格消費者団体による差止、②景表法・特商法違反に基づく適格消費者団体による差止、③景表法・特商法違反や条例違反に基づく消費者庁・地方自治体の措置などがある。しかし、このような法的措置を円滑に実施するには、違反事例の迅速・適正な収集と分析が必要となってくる。

法的措置の円滑な実施のために、違反事例の迅速・適正な収集と分析に適格消費者団体をはじめとする消費者団体に加盟している府市民の力を活用する事業が必要である。

具体的には違法な表示・広告の早期発見をめざして、市民や消費者団体構成員に、①消費者契約法や景表法、特商法、条例など表示・広告に関する法規制の内容を勉強してもらい、②それに基づいて、身の回りなどの不当表示・不当広告について、これをモニターしてもらい雑誌や新聞、チラシなどの印刷物、テレビ広告などの映像から不当表示・不当広告を探し出してもらい、③探したものについて、検討してもらい、前記法制度により対処できるものを事業主体となる適格消費者団体などにレポートとして提出してもらい。

そして、④報告されたものについて、適格消費者団体において差止をしたり、適格消費者団体から京都府に通報して行政措置のきっかけとしていく事業である。このような事業は、消費者が現実に発生している消費者被害に対して関心を持ち、その予防や被害拡散防止に積極的に関わることが実現でき、近時提唱されている「消費者市民社会」の実現にもつながるものである。

上記の内、活性化基金から①研修費用(会場代、講師代約10万円)、②モニターの調査活動、報告書作成費用(モニター期間や人数、義務付けられた不当表示の提出数によって異なるが、1日2時間25日間は実際に動いてもらい、日当1時間1000円として1人5万円。5人で約25万円)③報告に対する専門家等とともに検

証費用（会場代，講師費用など約5万円）について，事業費用を出してもらうことを検討していただきたい。

2，違法行為の鑑定調査活動事業

勧誘行為，表示や約款に関しては，被害事例が情報提供，報告，収集されても，これが消費者契約法その他の法規に違反しているかどうかは明確ではないことがある。被害事例には，法的な解釈や判断が難しいものも多い。これまでも，更新料条項など消費者契約法の適用が問題となった訴訟において，学者の鑑定意見が重要な役割を持ったことがある。訴訟に至らない前の段階において，適格消費者団体が差止業務活動を行う前提として，当該勧誘行為，表示，契約条項の消費者契約法，景表法，特商法への適用に関し，解釈に争いがある場合に，違法か否かをあらかじめ民法学者などの専門家の意見を聞いて検討しておくことは有益である。鑑定意見を得ておくとその後の申し入れ活動や訴訟活動がスムーズに進み，消費者利益に資する。また，その鑑定意見は消費生活安全センターや消費者生活センターの相談・あっせん活動におけるアドバイスの重要な根拠ともなる。

このような学者などの専門家の鑑定意見を得るには，鑑定費用が必要であり，事案にもよるがその額は20万円から60万円程度となる。そこで，適格消費者団体が差止業務を行うために，110番活動や面談相談活動をした後，収集した被害事例の中で，特に申し入れや差止につながる案件や法的解釈が争われる可能性がある事例について，学者など専門家の方に法律の見解について鑑定意見を求める違法行為の鑑定調査活動事業が必要である。この違法行為の鑑定調査活動事業における鑑定費用の支出をしてもらい，その後の適格消費者団体の差止関係業務や消費生活安全センターの相談・あっせん事業に生かしていくことを検討していただきたい。